

道路の改善、カーブミラーの設置、街灯の設置など 土木センターとの交渉で多くの課題が改善へ

12月8日、道路の改善やカーブミラーの設置など、多くの市民が要望を持ち寄り、土木センターへの要請を行いました。当日まで約30か所の要望項目が寄せられ、多くの箇所での改善に向けた回答を得ることができました。



衝突事故多発の交差点にカーブミラーを！

要請では、「車同士の衝突事故が多く、カーブミラーの設置をお願いしたい」「歩行者から車が見えにくく危険を感じる。カーブミラーがあれば…」など、多くミラー設置の要望が出されました。

土木センターからは、「自治会

の要望とともに、設置場所近隣の下承が得られれば、設置したい」との改善に向けた回答がありました。



道路の段差解消、でこぼこになった側溝のふたの改善なども約束

「道路の段差が激しく、自転車で通る時に卵が割れる」「側溝のふたが劣化し、でこぼこして躓き危険」など、市民の方が普

段利用している道路についての要望も多く寄せられました。現地立会いを行い改善したいとの回答を得ることができました。

道路拡幅など長期にわたる課題も残されました

「道幅が狭く、自転車や歩行者にとって危険。道路の拡幅を」との要望も寄せられました。「改善に向け検討したい」との回答がありましたが、予

算の確保も含め改善まで期間有することなども課題として残りました。生活道路の整備に向けた予算の拡充など引き続き取り組んでいく決意です。

道路などのご要望があればいつでもお寄せ下さい

震災後、トラックなどの車両が多く通行したこともあり、「横断歩道が消えかかっている」との要望も多く寄せられています。みなさんのまわりで、道路や公園、河川など改善が必要なところがあればいつでもお寄せ下さい。



【控え室から】
高遊原分屯地への

オスプレイ配備は止めよ
なすまどか



佐賀空港へのオスプレイ配備が難航していることから、その代替地として熊本が挙げられていると朝日新聞が報じました。陸上自衛隊高遊原分屯地への配備となれば、熊本空港に常時オスプレイが置かれ、そこを拠点に様々な活動が展開されることとなります。

オスプレイは、この1年間だけ見ても、名護沖、オーストラリア沖、シリアで墜落事故を起こしたほか、民間空港に相次ぎ緊急着陸するなどトラブルを起した機体で、最も重大な「クラスA」の事故率も激増しています。本来、航空機の事故率は、開発直後に高く、改良を重ねることで次第に低下し、老朽化に伴って再び上昇するとされます。なぜ、オスプレイの事故率が近年上昇しているのか、政府からは詳細な説明もありません。

震災からの復興に必死に立ち上がるうとしている市民に不安を与え、安心・安全な生活を脅かすオスプレイの配備は許されません。配備中止を求める意見書は、議会最終日、自民、公明会派等の反対により否決をされましたが、多くの市民のみなさんと連携し、引き続き声をあげていく決意です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1077
2017年12月17日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団 検索

北口和皇議員の不当要求、市議会として3度目の辞職勧告を決議 不誠実で、全く反省のない北口議員の態度は問われるべき、直ちに辞職を！

特別委員会での意見聴取に、不当要求を認めない不誠実な態度

不当要求等特別委員会は、北口議員に対し、熊本市漁協の実態が確認できるような資料の提供を要求してきましたが、非協力的で、資料提出に応じませんでした。

その後、県から提出された事業報告や会計資料の内容は、市が熊本市漁協に委託した事業との整合性も確

認できず、きちんとした資料なのか、内容に疑義がもたれるものでした。

11月7日に報告された「外部監査報告書」を受けて開催された特別委員会で、参加した北口議員は、委員の質問にまともに答えず、不当要求を行ったことも認めず、調査への協力にもうなずきませんでした。

「個別外部監査」の結果をふまえ、特別委員会で決定した議会対応

11月7日に結果が公表された「個別外部監査」の結果をふまえて開かれた特別委員会で北口議員が不誠実な態度であったことや、監査結果で

も、北口議員が代表理事を務める「熊本市漁協」への委託や補助金支出が「不適正」とであるとされたことをうけて、議会の対応が決められました。

- 1、北口議員に対する議員辞職勧告決議案の提出を議会運営委員会に要請する。すみやかに辞職しない場合は、さらに特別委員会で「兼業禁止行為」に関する調査を行う。
- 2、熊本市漁業協同組合及び熊本県内水面漁業協同組合連合会の業務及び会計状況の検査の実施を各々の監督官庁に要請する意見書を提出する。
- 3、市長に対し、市長が任命している北口議員の役職の解職を要請する。
- 4、北口議員が役職に就任している団体に、役職の解職を要請する。

熊本市議会“初”の「3度の辞職勧告決議」を重く受け止めるべき

12月12日に開かれた市議会最終日に、北口議員への辞職勧告決議が、全会一致で採択されました。

議会運営委員会委員長が、以下の提案理由を述べました。

- ① 北口議員の働きかけに迎合して市が実施した熊本市漁協への委託事業や補助金支出が、外部監査によって「不適正」とされたこと
- ② 北口議員の働きかけ等は、議員の立場、権限の逸脱乱用であること
- ③ 地方自治法第92条の2の兼業禁

止規定に抵触するとの懸念が強く持たれ、あってはならないこと
④ 特別委員会の意見聴取で、不誠実な回答を繰り返し、不当要求の事実や自身の責任を認めず、反省が一切ないこと

過去に例のない3度の辞職勧告決議を重く受け止め、直ちに辞職すべきです。速やかに辞職しない場合は、特別委員会で兼業禁止（認定されれば直ちに失職）に関する調査を行うことも付け加えられました。

不適正な支出の舞台となった熊本市漁協等の実態を明らかに

「不適正」な支出が行われた熊本市漁業協同組合と、同じく市の委託事業を受けていた県内水面漁業協同組合連合会について、指導

監督にあたる国と県に対し、市からの委託事業の実施状況や組合の実態等の検査を行うことを求める意見書を採択しました。

市政を歪めることにつながってきた役職兼務、速やかに解職を

北口議員が、農区長・農業委員・健康を守る婦人の会・防犯協会・自治会・コミセン運営委員など、15団体もの役職を兼務していたことでの

影響力を背景に不当要求を繰り返してきたことから、各役職の解職を市長や各団体に要請しました。